

第 13 回懇談会（H29.8.8）の振り返り（各委員の発言から抜粋）

1 第 12 回懇談会振り返り

- ・修正なし

2 平和について

・戦時の空襲のときのことと、連邦都市宣言のこと、非核都市宣言のこと、それから平和の日を制定してきたといういきさつを述べた上で、その精神を書くというのが一番いいのではないかと思う。

・前文に歴史的なことを、多少の説明も加えてしっかりと書き込んでいくのがいい。

・前文は法的拘束力のない宣言的なものという位置づけなので、その記述に効力を持たせるならば条文に置かなければならない。しかし、さまざまな経緯を含めて記述するとなると、それを条文に盛り込むのはなかなか難しく、やはり前文がふさわしいということになるので、それぞれの特徴を念頭に置いて議論をすべきだ。

・世界連邦都市宣言、非核都市宣言は議会の議決で、自治体の意思である。武蔵野市の政策として決定して、これまでやってきていることなので、しっかりと条文の中に位置付けなければ自治基本条例の意味がない。

・やはり説明も大事だと思うので、条文には書きつつ、前文のほうでも詳しく説明を入れることとする。

3 多様な主体との協力について

・国内の友好都市との交流も、都市は単立できないので、地方ともお互いを補い合わなければならないという議論があったことからスタートしているので、武蔵野らしさということで、自治基本条例に盛り込めるかもしれない。

・国際交流についても同じように、いろいろな文化あるいはいろいろな考え方、多様性を受け入れていくようなまちにしていくなという観点から、武蔵野市が行っている交流事業の意味がある。

・武蔵野市は友好都市の数が多く、交流事業課という課もある。交流という部分はこれまでもかなり重視してきたところだと思うので、何かしらの形でぜひ入れられるといい。

・国や県を通してではなく、災害時にどうやってお互いに直接協力や支援ができるかという点でも、友好都市との関係には現実的な価値があるので、それを踏まえて書いていきたい。

・老朽化した施設を今後更新して全部そろえるのは今後非常に難しいのは、どの自治体にも共通の課題なので、各自治体で負担を分散する協力がこれからますます必要になる課題だと思うので、その観点から、周辺自治体との協力というものをに入れてほしい。

・地域で外国人の住民をどう受け入れるかというのも大きな課題だ。その人たちが、能力

や文化などさまざまなものをお互いに伝え合っていく、そういう社会をつくるのが平和につながるし、地域から開かれた場所にしていくというのはすごく大事なことだ。

- ・平和という切り口と、人的なさまざまな交流という部分とを両方、分けて条文化してもいいのではないか。

- ・武蔵野がやっている国際交流は、友好と平和に分けられるようなものではなく、分けて規定するのもかえって困難ではないか。

- ・日常の友好関係を通じた平和を希求するというのが自治体としての平和政策と考える。

- ・一般の市民の感覚として、基礎自治体だとか都だとか国の関係性についてあまり理解がされていない可能性もあるので、当たり前のことでもあえて書くことで、市民にもきちんと理解してもらうという意味で、入れてもいいと思う。

4 議会と議員活動の原則について

- ・議会基本条例と自治基本条例との関係をどうするかということについてはこれまでも繰り返し議論がなされてきた。なるべく一体化をしたいという話はあったが、全部一本にするのかというと、そうではなくて、議会のみにかかわることは議会基本条例で定めて、ほかのことにかかわることは、なるべく自治基本条例の中に規定すべきであるという意見が大体主流を占めていたと思う。選択肢で行くと、イの「自治基本条例の中には、議会に関する重要なエッセンスのみを入れ、議会独自の細かい規定については議会基本条例に委ねる」というのが、多くの方々が理解してきた線ではないかと思う。議会と市長との関係など、議会以外の主体と関係してくるところをどうするのかという問題は自治基本条例全部にかかわる話なので、自治基本条例の中にできるだけ取り込む、というのを大きな考え方とする。

- ・議会に関する事項、議員に関する事項と大きく分けて2つあるので、そのいずれかというのを、どこまでこの条例の中に盛り込むのが適切かということと関連させながら議論したい。

- ・通常会か、臨時会か、あるいは通年制の議会にするのかなど、議会の会期の問題があるが、これは執行機関と議会の双方にかかわる問題なので、自治基本条例の中に条文を置いてほしい。

- ・本会議は市長が招集するが、武蔵野市議会が結構頻繁に行っている全員協議会は、議長が招集するものだ。この2つはその点で性格が非常に違っており、そのことをはっきりと書くべきだ。さらに全員協議会に執行機関の人も出席するという従来慣行をそのまま維持するのであれば、出席を原則にする、ということを書いていくことになると思う。

- ・議会の流れや一連の手続のうち、市長もかかわる部分、例えば武蔵野市で常任委員会にも慣例的に市長が出席しているということだが、そのようなことなどを自治基本条例の中で条文化していくべきではないか。

・行政報告についてルール化すると、逆に狭まったり、固定化してしまって、例外的なものが出てきたときにやりにくくなるという懸念があるので、条例で決めるのはなかなか難しいと感じている。

・全員協議会の意義、意味が現在はっきりしておらず、その確認はもう一度必要かと思う。

・長期計画そのものは議決事件だが、長期計画の策定の過程において、計画の策定委員会と議員とが、全員協議会の場で意見交換をするということも、その理由と、やること自体をはっきり決めるべきではないか。

⇒議会と市長との関係について、議員の自由討議について、というテーマは次回まで続けて議論を行う。

5 論点に対する考え方の選択肢

＜平和について＞

(1) 自治基本条例の中に平和についての記述を入れるかどうか。

☒ ア 平和についての記述を入れる。(0/11)

☐ イ 平和についての記述を入れない。(11/11)

(2) 入れるとした場合、条として独立させるか前文に盛り込むか。

☒ ア 条として独立させる。(0/11)

☒ イ 前文に盛り込む。(0/11)

※ 宣言をしていること、平和の日を制定していることを条文に盛り込み、前文に歴史的な経緯を書く。

＜多様な主体との協力について＞

I 他の自治体について

(1) 「他の自治体との協力」について規定するかどうか。

☒ ア 「他の自治体との協力」について規定する。(9/11)

☐ イ 「他の自治体との協力」について規定しない。(2/11)

※ 広域連携や、災害時の協力について書きこめるとよい。

(2) 「他の自治体との協力」をすることの目的の記載内容

ア 他の自治体と共通する課題（広域的な課題）の解決 (7/9)

イ 地域の相互発展 (1/9)

ウ 市民サービスの向上 (1/9)

エ 効果的・効率的な行政運営 (1/9)

cf. 地方自治法第2条第15項

- オ 自治の拡充 (1/9)
- カ まちづくりの推進 (1/9)
- キ 目的についての定めを特に置いていない (1/9)

Ⅱ 国・都について

(1) 「国・都との協力」について、規定するかどうか。

- ア** 「国・都との協力」について規定する。国・都共通 (7/11)
- イ 「国・都との協力」について規定しない。国・都共通 (4/11)
- ※ 「国・都」を連携・協力の対象として明文化しているかどうかで選別
- ※ 「他の自治体」の中には「都（道府県）」も含まれるので、Ⅰの「他の自治体との協力」の内容は、「都との協力」を包含している。

(2) 「国・都との協力」をすることの目的の記載内容

- ア 国・都と共通する課題（広域的な課題）の解決 国 (5/7) 都 (3/7)
- イ 自治の拡充 国のみ (1/7)
- ウ 目的についての定めを特に置いていない 国 (1/7) 都 (4/7)

(3) 国・都との関係性（例：対等な立場であること）について、明示的な規定を行うかどうか。

- ア** 「対等な立場であること」について明示的な規定をする。 国 (4/8) 都 (3/7)
- イ 明示的な規定をしない。 国 (3/8) 都 (3/7)
- ウ** その他（基礎自治体である市町村優先の原則に基づく適切な政府間関係の確立）
国 (1/8) 都 (1/7)

cf. 地方自治法第1条の2第2項、第2条第3項、第5項及び第6項並びに第245条の3 ほか

Ⅲ 国際社会

(1) 国際交流の推進について、明示的な規定を行うかどうか。

- ア** 国際交流の推進について明示的に規定する。(4/11)
- イ 国際交流の推進について明示的に規定しない。(7/11)

(2) 国際交流の目的としての記載内容

- ア あらゆる国籍の人にとって住みやすいこと。 (2/4)
- イ 異なる文化・習慣との共生（多様な国の歴史・文化の理解） (3/4)

- ウ 国際社会に開かれた地域社会の発展 (1/4)
- エ 共通する課題に取り組むこと。 (1/4)
- オ 地球規模の課題（平和、人権、環境等）に取り組むこと。 (2/4)

Ⅳ その他の主体

(1) 「その他の主体との協力」について規定するかどうか。

- ア 「その他の主体との協力」について規定する。(6/11)
- イ 「その他の主体との交流」について規定しない。(5/11)

(2) 「市民（在住・在勤・在学している者）」、「国」、「他の自治体」以外の協力の主体としての記載内容

- ア 地域活動団体 (1/6)
- イ 非営利活動団体 (1/6)
- ウ 公益のために活動する市民（市内）の団体 (2/6)
- エ 事業者 (2/6)
- オ 市内の事業者 (3/6)
- カ まちづくりを担う多くの人々 (1/6)

(3) 「その他の主体との協力」することの目的の記載内容

- ア 地域課題（公共的な課題）の解決 (2/6)
- イ 共通の目的の達成 (2/6)
- ウ まちづくりの推進 (3/6)

(4) 「その他の主体」との協力の位置づけ（どの章で定めているか）

- ア 前文 (3/6)
- イ 基本原則（基本理念） (3/6)
- ウ 市の責務 (1/6)
- エ 事業者の権利・責務 (2/6)
- オ 参加・協働 (4/6)